

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 人権・男女共同参画課

許認可等の内容		隣保館利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市隣保館条例第3条、第4条及び第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市隣保館条例第4条及び第5条 栃木市隣保館条例施行規則第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 隣保館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 また、隣保館の管理上必要があると認めるときは、この承認に条件を付することができる。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、隣保館の利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 隣保館の管理上支障があるとき。</p> <p>(3) 上記に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。</p> <p>3 市長は、利用の承認を受けた者が栃木市隣保館条例又は栃木市隣保館条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるときは、その利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。</p> <p>4 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設、設備及び備品等を損傷してはならない。</p> <p>(2) 利用の承認のない施設、設備及び備品等を利用しないこと。</p> <p>(3) 所定の場所以外で飲食、喫煙し、又は火気等を使用しないこと。</p> <p>(4) 利用後は、清掃、整頓し、火気の後始末を十分行うこと。</p> <p>(5) 上記に掲げるもののほか、隣保館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。</p>	